

令和6年度 第11回若桜町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和7年2月5日			招集の場所	若桜町保健センター 2階 大研修室			
開会時刻	午前9時00分			閉会時刻	午前11時31分			
出席委員	1番	杉本 一歳	2番	西本 正敏	3番	津村 光明	4番	奈羅尾 壽夫
	5番	田中 圭子	6番	山根 巖	7番	小林 正樹	8番	藤原 重明
	9番	伊井野 孝一	10番	山本 義紀	推進委員	植嶋 荘司	推進委員	永原 聡
欠席委員								
日 程	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 議事録署名委員の決定</p> <p>4 報告事項</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第1号 農業委員会行事等の報告について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について</p> <p style="padding-left: 20px;">報告第3号 公共工事の施工に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の内容変更について</p> <p>5 付議事項</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第1号 農用地利用集積等促進計画の決定について（15件）</p> <p style="padding-left: 20px;">議案第2号 令和7年度農作業標準賃金表（案）について</p> <p>6 その他</p> <p style="padding-left: 20px;">3月の農業委員会総会の日程 3月5日（水）</p> <p style="padding-left: 20px;">地域計画（案）の作成に伴う意見聴収について</p>							
委員会出席者	小林事務局長 伊賀事務職員							
議事録署名委員	2番	西本 正敏	3番	津村 光明				
議 事 内 容								
1. 開 会	事務局 (小林局長)	皆さんおはようございます。定足数に達していますので、これより第11回若桜町農業委員会総会を始めます。開会に当たり、山本会長さんよりご挨拶をお願いします。						

2. 会長あいさつ	会 長	(会長あいさつ)
		それでは早速、会議に入らせていただきます。
3. 議事録署名委員		最初に議事録署名委員の決定を行います。本日の議事録署名委員は、2番の西本委員さんと3番
決定		の津村委員さんをお願いをしたいと思います。よろしくお願いします。
4. 報告事項		それでは早速報告事項に入らせていただきます。報告第1号、農業委員会行事の報告等について
		事務局より説明をお願いします。
	小林局長	報告第1号 若桜町農業委員会関係の令和7年1月15日から令和7年2月4日までの行事等は
		次のとおりでありましたので報告します。
		1月15日、令和6年度第10回若桜町農業委員会総会を開催しました。1月20日、農用地利用
		集積等促進計画書を4件受理しました。前月のときにお話をさせてもらいましたが、利用権設定
		の開始日が4月1日から始まるものにつきましては、本日の総会で諮らせていただきたいという
		ことをお伝えしておりましたのでそこに記載しております。したがって本日の議案数は15議
		案ということになります。
		続きまして1月29日、農地法第3条の3第1項の規定による届出書を1件受理しました。同じ
		く、同日に公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書変更分を1件受理しました。
		1月30日、公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書変更分を1件受理しまし
		た。報告については以上です。
	会 長	報告第1号につきまして、皆さんのほうからご意見ご質問等ありましたらお願いします。
		(意見なし)
		特段ないようですので、それでは報告第2号 農地法第3条の3の届出について説明をお願いします。
		ます。
	小林局長	報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の提出がありましたので、報告しま
		す。1, 大字中原花ノ木〇〇〇番、今回は登記簿地目と現況地目を記載しております。これはです
		ね農地台帳では登記簿の地目、現況地目どちらかが農地であった場合には管理するように定められ

		<p>次に、同じ土地のところの家の谷川の工事のところ690㎡を1月末まで借りるようにしておりましたが、その土地も今度引き続き2月1日から3月3日まで引き続いて借地を行うという内容となっております。説明については以上となります。</p> <p>会 長 本件について、委員の皆さんから質問等ありましたらお願いします。 これは報告事項だけど、こういう形で引継ぎしても別に問題はないか。</p> <p>小林局長 発注者は県で変わらないので大丈夫です。</p> <p>西本委員 この田んぼ耕作者がおらんので、現況としたら原野みたいになっとった。住んでおられんので、相続も売買もできてなくて、4人ぐらい相続人がおられてそのままになっとって、ここが宮本組の倉庫のすぐ隣で、道路沿いがもう倉庫の場所になっとって、その隣がこの工事の岩か何か積んであって宮本組としたらこの土地を本当なら購入したいという事で折衝はされるんだけど、相続を前からできてからずっとそのまま来てると。工場が終わった後、現況に戻す言っても耕作する予定がないんで。購入したいっていう話はされとるみたいなんだけど、代理人と。なかなかそれが進まんという、そんな状況の土地なので現況に復してどうするか。</p> <p>会 長 今、現況の問題が出たけども、この間、県の農業会議の中で話が出とったのが、転用しといて現況に復帰するって、しないのがかなりあると県内でも。だけどその責任はどこにあるんだっ言ったら、県が許可するんだだけ本来県が確認せないけんだろうな。だけどそれを町村の農業委員会にって全然県がチェックしてないというふうな話があって、最終的には県がきちんとせないけんがな、そういう話になったんだけど。県も分かりましたとは言ようるけども、これまでからずっとそれが続いとって、改善されとらんという。それが特に問題になったのが砂利採取の後、現況復帰して耕作しますという条件で許可したのに大体事が済んだら荒れ地になっとる、雑種地になっておるとい話が出て、申請するときには、原状回復しますっていうのが多いんだけどもなかなかされとらんところが、議論もありました。 本件についてはよろしいでしょうか。</p>
--	--	---

<p>5. 付議事項</p>		<p>(意見なし)</p> <p>それでは報告事項を終わりました、付議事項の議案第1号、農用地利用集積等促進計画について、まず1番、2番を事務局より説明をお願いします。</p> <p>小林局長 議案第1号、農用地利用集積計画の決定につきまして、皆様のご意見をお願いするものとなります。一括方式で行います。</p> <p>1、大字屋堂羅字稗田〇〇〇番地、地目田、面積が1234㎡、同じく大字屋堂羅字山ノ神〇〇〇番地、地目田、面積が1813㎡です。所有者は〇〇〇〇さん、相続人代表者は〇〇〇〇さんです。耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的が使用貸借、貸借期間が令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。</p> <p>続いて、2、大字屋堂羅字越前〇〇〇番地、地目田、面積が893㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的が使用貸借となりまして、貸借期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>会長 担当委員さんのご意見等をお願いします。</p> <p>伊井野委員 1番ですけれども、これ新規となっておりますけれども、従来個人同士の賃借で、担い手育成機構を通じて使用貸借に変えようとする、実質継続・更新で特に問題は今まで起きてせんし、大丈夫だと思います。2番目の田んぼですけれども、これ本題のほうで新規って書いてありますけど、付属資料のほうでは更新としてありますように、従来から〇〇〇〇さんがつくっております。これも更新というか継続で作っておると、これも特に問題はありません。以上です。</p> <p>会長 本件につきまして、皆さんのほうからご質問、ご意見等ありましたらお願いします。 (意見等なし) 実質継続ということで皆さんのほうからもご意見ないようですので、本件承認ということでよろしいでしょうか。</p>
----------------	--	---

		<p>それでは、その次の3番から6番まで一括して説明をお願いします。</p> <p>小林局長 3番、4番の案件につきましては、農業委員会の規則によりまして農業委員さんが居られる場合、本人さんとか同居の家族の方がおられたときは、議事に参加することができないという規定がございます。伊井野さん後ろのところに移動を。(伊井野委員退席)</p> <p>それでは説明をさせていただきます。大字屋堂羅字八斗代〇〇〇番地、地目田、面積が1651㎡です。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借で、貸借期間が令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。</p> <p>続いて、7ージに移ります。大字屋堂羅字五十嵐〇〇〇番地、地目田、面積が2451㎡。同じく大字屋堂羅字五十嵐〇〇〇番地、地目田、面積が1105㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的が使用貸借となりまして、貸借期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。</p> <p>続いて5番、大字浅井字松尾〇〇〇番地、地目田、面積が1078㎡です。所有者は〇〇〇〇さん、相続人代表者は〇〇〇〇さんです。耕作者は〇〇〇〇さんでありまして、利用目的が使用貸借で貸借期間が令和7年4月10日から令和17年3月31日までの9年11か月となります。</p> <p>6番、大字浅井字湯ノ口〇〇〇番地、地目田、面積が1342㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、相続人代表者は〇〇〇〇さんです。耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的は使用貸借で、貸借期間は令和7年4月10日から令和17年3月31日までの9年11か月となります。</p> <p>ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>会 長 これは3番4番が伊井野さんが関係あるわけか。</p> <p>小林局長 この3番4番については代わりに藤原委員さんに確認をお願いしておりまして、5、6については藤原委員さんの管轄のところになりますのでここを一緒に説明をさせていただきました。</p> <p>会 長 3番4番について藤原委員さんご意見等よろしく申し上げます。</p>
--	--	---

	藤原委員	<p>〇〇〇〇さんのほうが少し体調を崩されたことがあったりして、縮小しようということで〇〇〇〇さんに委託をするという審議です。決して全部やめられるわけじゃなく、あと3反ほど家の近くの分は今までどおり耕作をするということです。現地に行ってみますと、同じようなところも全て〇〇〇〇が作っておられて便利もいいということで依頼をされたようです。もちろん中間管理機構を通してという事でございます。</p>
	会 長	<p>本件について皆さんのほうからご意見、質問等ありましたらお願いします。 (意見等なし)</p> <p>特にないようですので、承認ということでよろしいでしょうか。それでは、伊井野委員さんどうぞ。(伊井野委員着席)</p> <p>それではすいません、5番、6番について、担当委員さんのほうの説明を。</p>
	藤原委員	<p>5番6番も〇〇〇〇さんが引き受けるということですが、新規となっておりますがこれも旧契約が個人同士の利用権設定をしておられて、それを中間管理を通して設定をし直すという事で引き続き、契約をするということでございます。</p>
	会 長	<p>はい、ありがとうございました。5番6番について委員の皆さんのご意見等あればお願いいたします。 (意見等なし)</p> <p>本件についても承認ということでよろしいでしょうか。 それでは7番の根安の件について説明をお願いします。</p>
	小林局長	<p>それでは大字根安字新田〇〇〇番地、地目田、面積が470㎡です。所有者は〇〇〇〇さん、相続人代表者が〇〇〇〇さんになります。耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的は使用貸借で、貸借期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>

	会 長	本件について、担当委員さんのほうのご意見等お願いします。
	小林委員	こちらの田んぼも継続ということで参考資料のほうは更新となっておりますが本議案では新規となっております。多分その中間管理機構を通してとなりますので。以前からずっと耕作しておられますので、同じように水稻作付して行うということを確認しておりますので問題ないと思います。
	会 長	<p>ありがとうございました。本件についてご意見ご質問等ありましたらお願いします。 (意見等なし)</p> <p>本件についても特段ないようですので、承認ということでよろしくお願いします。 それでは、8番から11番まで説明をお願いします。</p>
	小林局長	<p>8番と9番につきましては、耕作者のところが〇〇〇〇さんになっておりますので、規定にはないんですけどちょっと利害関係が認められますので、お願いします。 (小林委員 離席)</p> <p>それでは8番、大字香田字上ミ河原〇〇〇番地、地目田、面積が1759㎡。同じく香田字大ノ田〇〇〇番地、地目田、面積が1682㎡。同じく香田字大ノ田〇〇〇番地、地目田、面積が2256㎡。同じく香田字一休〇〇〇番地、地目田、面積1722㎡。同じく大字香田字一休〇〇〇番地、地目田、面積が1555㎡。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借で、貸借期間が令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。</p> <p>続いて9番、大字香田字上ミ河原〇〇〇番地、地目田、面積2195㎡。同じく香田字上ミ河原〇〇〇番地、地目田、面積が1478㎡。同じく大字香田字大ノ田〇〇〇番地、地目田、面積が2616㎡となります。所有者は〇〇〇〇さんで、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借で、貸借期間が令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。</p> <p>続いて10番。大字香田字大ノ田〇〇〇番地、地目田、面積が2593㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借で、貸借期間が令和7年4月10日から令和12年3月31日までの4年11か月となります。</p>

		<p>続いて11、大字香田字上ミ河原〇〇〇番地、地目田、面積が2135㎡。同じく香田字大ノ田〇〇〇番地、地目田、面積が2473㎡です。同じく大字香田字大ノ田〇〇〇番地、地目田、面積2449㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的は使用貸借となりまして、貸借期間は令和7年4月10日から令和17年3月31日までの9年11か月となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>会 長 それではまず8番9番について、調査をお願いした委員さんのほうから説明をお願いします。</p> <p>山根委員 はじめに〇〇〇〇さんですけども体調を崩されまして、ようしないというようなことで〇〇〇〇の方に頼まれたということです。状況を見ながら体調回復したらその時に考えるということです。取りあえず10年間使用貸借になってますけど、将来的なものはちょっと不透明であります。それから〇〇〇〇さんですけど、これまで個人の方に頼まれていたんですが、その頼まれていた方がようしないと。こちら仕事の関係だとか、そういった受入れのないような状況になったということで、〇〇〇〇さんの方に頼まれたというようなことです。</p> <p> 農林振興の方もかなり田んぼを受けているわけですけども、山田農園とかと調整しながらできる範囲でやられるということです。これも問題はなかろうと認識しておるところです。</p> <p> 次に〇〇〇〇のほうに貸しております〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんですけども、これまでもそれぞれ〇〇〇〇の方に頼んでおられまして、実質的には継続というようなことでございます。〇〇〇〇さんのほうが5年で〇〇〇〇さんのほうが10年ということで、期間が違いますけれども、〇〇〇〇さんのほうにつきまして、〇〇〇〇の方は10年間で出来ないかとお願ひしたみたいですけども、〇〇〇〇さんのほうは高齢であったりとか、そういうもんですから取りあえず5年だけで様子を見させてもらえないかというような話で聞いています。山田農園につきましても継続的というようなことですので、引き続き大丈夫だろうというような話をしております。</p> <p>会 長 ありがとうございます。それでは最初に8番9番について、皆さんのほうからご意見ご質問ありましたらお願いいたします。</p> <p> この8番9番について、特段ご質問等なければ承認ということでよろしく申し上げます。</p>
--	--	--

		<p>それでは小林委員さん、どうぞ席のほうにお帰りください。（小林委員着席）</p> <p>10番11番についてご質問、ご意見等ありましたらお願いします。</p> <p>（意見等なし）</p> <p>本件についても特段ございませんでしょうか。これにつきましても承認ということで進めたいというふうに思います。</p> <p>次に12番、湯原の件をお願いします。</p> <p>では大字湯原字中土居〇〇〇番地、地目田、面積が993㎡となります。同じく大字湯原字下タ坪〇〇〇番地、地目田、面積が549㎡。同じく大字湯原字下タ坪〇〇〇番地、地目田、面積が477㎡です。同じく大字湯原字下タ坪〇〇〇番地、地目田、面積が838㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借となりまして、貸借期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p> <p>会長 本件について担当委員さんのほうのご意見をお願いいたします。</p> <p>奈羅尾委員 〇〇〇〇さんのほうはだんだんと年がたって、農業を続ける思いもないということで、近くで耕作されてます〇〇〇〇くん、その人が近くで田んぼを耕作しておられます。それでそういう話が持ち上がって、よかろうということで、受けていただいたという事のようにです。以上です。</p> <p>会長 本件についてご意見、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>（意見等なし）</p> <p>本件も特段ないようですので承認ということで進めたいと思います。</p> <p>それでは13番、小船の件について事務局の説明をお願いします。</p> <p>小林局長 13番につきましては〇〇〇〇さんの案件で、お願いしたいと思います。（小林委員 離席）</p> <p>大字小船字赤淵〇〇〇番地、地目田、面積が1705㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、相</p>
--	--	---

		<p>続人代表者が〇〇〇〇さんになります。耕作者は〇〇〇〇さんです。利用目的は使用貸借となりまして、貸借期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	会 長	<p>本件につきまして担当委員さんのご意見をお願いいたします。</p>
	西本委員	<p>去年まで兄弟さんが夫婦で上がってきて作りようられたんですけど、もうやめようということで、ちょうど〇〇〇〇さんが作っておられる田んぼがずっと続いてますんで〇〇〇〇さんをお願いされたという状況です。</p>
	会 長	<p>ありがとうございました。本件についてご意見等ありましたらお願いいたします。 (意見等なし) はい、本件もないようですので承認ということでよろしくお願ひします。 では次14番、高野の件についてお願ひします。</p>
	小林局長	<p>番号14、大字高野字梅坪〇〇〇番地、地目田、面積が1950㎡となります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇さんとなります。利用目的は使用貸借で、貸借期間が令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間となります。ご審議のほどよろしくお願ひします。</p>
	会 長	<p>本件につきまして、担当委員さんのご意見等お願ひします。</p>
	杉本委員	<p>〇〇〇〇さんも鳥取のほうが勤めということで、これまでどおり帰ってきて百姓をするという意思はないようなので、これまでどおり〇〇〇〇さんに作ってもらおうということで今のところ特に問題は発生しておりません。</p>
	会 長	<p>はい、ありがとうございました。本件につきましてご意見ご質問ありましたらお願ひします。 (意見等なし)</p>

	<p>小林局長</p> <p>伊井野職務代理</p>	<p>本件につきましても特にないようですので、承認ということでお願いします。 次が15番か。（山本会長、藤原委員離席）</p> <p>職務代理の伊井野委員さんで議長お願いいたします。</p> <p>それでは、15番の赤松の件について説明をお願いします。</p>
	<p>小林局長</p> <p>伊井野職務代理</p>	<p>では15番、大字赤松字横通〇〇〇番地、地目田、面積は956㎡になります。所有者は〇〇〇〇さん、耕作者は〇〇〇〇です。利用目的は賃貸借、貸借期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。また、10a当たりの賃借料ですけど、3000円ということになっております。ご審議のほどよろしくお願いします。</p> <p>担当委員さんは誰ですか。</p>
	<p>植嶋推進委員</p> <p>伊井野職務代理</p>	<p>電話で、直接〇〇〇〇さんと話をさせていただきました。去年までは、〇〇〇〇さんのお父さんがずっと作っておられたということですが、ご不幸があったというようなことで、このたび新しく〇〇〇〇のほうにお願いをしたということのようですので、特に問題はなかろうかと思えます。以上です。</p> <p>この件につきまして、ご意見等ございましたら。 どうですか何かありますか。 （意見等なし） ないようですのでそれじゃ承認ということでお願いします。 （山本会長、藤原委員着席）</p>
	<p>会 長</p>	<p>ありがとうございました。利用権設定の件、今月も15件あったんですけども、最近では珍しく全くの新規というか、百姓をやめるので〇〇〇〇なり〇〇〇〇さんに作ってもらおうというのが、今</p>

	小林局長	<p>回なんか多かったような気がしますけども、やっぱり農業をやめちゃうという人が多いんだなと感じております。できることなら、兼業農家ででも農地を守ってもらおうというふうなことはなかなか難しいんじゃないかなというふうにも思っているところです。</p> <p>それでは議案第1号につきましては15件全部承認ということでございます。</p> <p>議案第2号 令和7年度農作業標準賃金表案について、説明をお願いします。</p> <p>それでは、議案第2号 令和7年度農作業標準賃金の決定につきまして本委員会の議決をお願いするものとなります。</p> <p>令和7年度の農作業標準賃金表の案ということでお示ししております。変更箇所につきましては、1番上の一般労務というところ、ここの金額の幅が去年は7200円から7800円ということでしたけど、ここのところは去年の10月に発行されました鳥取県の最低賃金が957円となっております。前年は最低賃金が900円でしたので、1時間当たり57円上げたところで計算しますと8時間で計算しますと、7656円になるんですけど1円のところを切上げてまして7660円から7800円ということで事務局案としては提案させていただいております。</p> <p>次に、参考資料をご覧ください。このページにつきましては令和6年度の、それぞれ若桜町でありますとか近隣の八頭町さん智頭町、岩美町さんの標準賃金の金額を掲載しております。またその横の〇〇〇〇さんにつきましては、令和7年度も昨年据置きということでお聞きしております。また〇〇〇〇さんにつきましてはまだ決めてないと言っておられまして、ただ人件費でありますとか燃料代が上がってるんでそこを検討したいと思っておりますというようなところでちょっと聞いております。</p> <p>最後のページになります。まず参考資料としまして、令和6年から平成26年までの若桜町の標準賃金表の推移ということで、掲載させていただいております。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。</p> <p>会 長</p> <p>令和7年度の農作業標準賃金ということで、これを標準としてそれぞれ請負契約といいますか、をしてくださいというあくまでも標準賃金ですので、これを基準にしてということでございます。令和5年に大幅な値上げというか、5年度の議論のときにも、なかなか隣の田んぼをするのにはこ</p>
--	------	--

		<p>こまでの金はもらえないという意見もありましたけど、町の標準単価として出すということで変更を決めたような記憶があります。</p> <p>そうした中で主に受託をしておられるのは〇〇〇〇であったり〇〇〇〇さんですけど、実質依頼者からの感じはどんなでしょう、高いでって言われるか良いでって言われるか。</p>
	委 員	<p>良いでってはなかなかね。さっきありました令和5年に改正がありました。その当時からずっと燃料費の高騰というのがありまして、上げさせていただきました。</p> <p>近年、燃料費がどんどん高騰してるんで、実質的には本当はもうちょっと上げさせていただきたいという思いもないことはないんですけど、まだ上げて3年目ですので、またこれで上がると一層農家離れということもまた拍車をかける可能性があるということ。取りあえず今年は例年並みで行こうかなと思っているわけでございます。上げて農家の皆さんのご理解を頂いとして、そんなクレームとかそういうのはなかったんですけど、また一段高くなったなという言う方がほとんどだと思いますけど。一応大きなクレームというのは今のところ受けておりません。</p>
	会 長	<p>今の話も含めてですけども委員の皆さんからご意見等ありましたらお願いします。</p>
	委 員	<p>〇〇〇〇がやるときには結局この額でやられるんか</p>
	委 員	<p>〇〇〇〇が決めた額です。</p>
	会 長	<p>ちなみに運搬料はどれぐらい。</p>
	委 員	<p>1キロ5円。燃料費もちょっと大きいなど。</p>
	委 員	<p>やっぱり農家としたらどうしても高くなると、もうやめようかちゅう話になるし。非常に苦しいと思いますね、〇〇〇〇さんも。</p>

会 長	やめたっちゅうのが1番かなわん。やめたらつくる人がおらんけつくてな、ていう話になる。話がいろいろ出ましたけども、農作業の標準賃金につきましては一般労務以外は据置きということではよろしいでしょうか。これは、4月ぐらいの町報に入れるんか。
小林局長	一応3月に折り込みで入れるか、4月に本紙の中に入れるかどちらかで間に合ったら3月のほうに上げたいと思っています。
委 員	一般労務の賃金ちょっと上がってるんですけど、もっと上げてもいいんじゃないか。こんなん最低賃金でやれって。そりゃあ常に頼まれるところは話し合いしたらいいけど、一応こういう表に出す分はもうちょっと上げて、これだけ賃金を上げないけんというような時期なのに、そんなに最賃でいっとったって話にならんで。
小林局長	そういった意見はちょっと今日この場で皆さんとしていただけるとありがたいと思いますけど。
委 員	この際、7800円を時給1000円で8000円でも良いんじゃない。
小林局長	そこもちょっと気になってまして、それを皆さんにちょっとご検討頂けるとありがたいです。
会 長	ほかの作業はきちんと時間で出てますが、日当っちゅうときは余り細かいことを言ったってな。8000円だでっちゅうのと、一般労務だったらやっぱり時給のほうが正解なんかな。
小林局長	岩美町さんがそういう考えで時給制にしているんですけど、それも思ったんですけどちょっと流れもあると思いましたんで。
委 員	この度変えても良いんじゃない、時給に。
会 長	時給1000円とかな。この一般労務を時給という形でまとめたほうがいいでしょうかね、時間

		<p>でしたほうがやりやすいかしらん。8時間もかかる労務も少ないと思う</p>
	委 員	<p>金払う方ももらう方もそのほうがもらいやすいかも知れん。ではこの一般労務を基準を1時間にして、単価が。</p>
	小林局長	<p>そうですね、単価が957円から1000円までとかっていう。</p>
	会 長	<p>あんまりない仕事だけきりの良い時間制限でしておけば。ほかの部分はあるけどな、コンバインだ田植だっているいろいろ使う人も多いんだろうけども、一般労務で頼むっちゃうのは多分少ないだろう。時給は何ぼにしましょう。(1000円で良いじゃないか)あとは作業内容で、払う人が決めりゃあええし。時給1000円ということで行きましょうか。</p>
	小林局長	<p>範囲は特に定めないっていうのは、1000円以上みたいな感じですか。基準が1時間で1000円っていう決め方で。</p>
	会 長	<p>最賃の範囲内で協議を設けてやってるっちゃうほうが良いような感じがする。</p>
	委 員	<p>最賃も上がるとるから960円から100円ほど幅を持たして、1060円へ、100円幅は持たせるっていう書き方が。岩美がしとるようにまねて。</p>
	小林局長	<p>そうですね、1000円から1100円とかそんな感じでいうようなイメージですよ。幅を持たせたほうがいいのか、幅を持たせるんでしたら1000円から1100円というような幅とする案と、1000円以上っていうのとどっちをさしてもらったらいいですか。</p>
	会 長	<p>八頭、智頭、岩美はみんなどうしとる。</p>
	小林局長	<p>幅はありますけど8時間っていう感じで幅を持たしてあって、岩美町さんだけが時給ですね、1</p>

		<p>時間当たり。八頭町さんの方は6年度でいうと、時給の上限が1080円にしてありますね。8640円を時給で直すと1080円っていうことになる。</p> <p>今、案として出ているのが1000円から1100円というのと、最賃を考慮して960円から1100円ぐらいっていうことでよろしいですかね。</p>
	<p>会 長</p>	<p>議論ありますけども、960円から1100円、の案と1000円からの2案が出ておりますけども、その二つのどちらかでもよろしいでしょうか。（多数決）</p> <p>多数決で960円から1100円ということで決めたいと思います。</p> <p>そのほかのところは特段、お気づきの点はありませんか。</p>
	<p>委 員</p>	<p>草刈りはもうちょっと上げたほうがいい。</p>
	<p>会 長</p>	<p>人夫賃が上がるなら機械・燃料代も含むだけ、燃料代もほしい。</p> <p>畦草刈か、八頭町なんか2340円から2850円、これ多分時間が8時間当たりだな、岩美も2570円、智頭町が10a当たりだけこれ一反の田んぼの畔刈ったら1500円くらいじゃないですか。畔草刈り、他町に比べても随分低いようですので、ここはどれぐらいに上げますかね。</p>
	<p>委 員</p>	<p>もうちょっとちゃんと刈ってもらうためには、1時間当たりの単価を上げてあげると大変だと思うって言いますよ、〇〇〇〇さんや〇〇〇〇さんにも。</p>
	<p>委 員</p>	<p>田んぼを〇〇〇〇や〇〇〇〇に委託しとる人はそこは貸しとるわけで、それをやるのは〇〇〇〇だったり〇〇〇〇なんで、そこが頼んで草刈まではせんでしょう。じゃあそれを誰がって言ったらやっぱり借りとるところがしないといけないので、これを上げようが下げようが余り影響は。</p>
	<p>委 員</p>	<p>各集落でね、そういう作業を請け負っていただける方があれば、賃金を出せるかどうかは別として、そこは協力するというんであれば、賃金出すのでお願いはしたいという気持ちは。その方が管理も良いですし。</p>

6. その他	委員	町のほうで多面かなんかで出せるようなそういう制度のほうが。
	委員	交付金で草刈り代は出る、そっちを利用してしてるんでその単価はずっと安かったんです。ほかの公共用地とかってというのは、みんなこの単価を利用して払うわけです。だからあんまり高くなるっちゃうと今度は、あれ急傾斜地となだらかな土地と交付金の単価が違うんで、それもなだらかなところと急傾斜と、交付金によってなかなか支払いが苦しかったっちゃうのもあるのはあるんですけど、余り高くなっちゃうと交付金の範囲をぐっと超えちゃうんで、だれも草刈りをしないようになる。だからある程度、この一般労務とそこの乖離が物すごく大きくなると思わないようになると思います。時間当たりで1700円っちゃうのは、それとの差が油代っちゃうことですよ。
	会長	<p>畝草刈り、時間単価何ぼがいいですよ。あんまり極端に上げるのもなんだし。確かに今コンバインで一反刈ってもらって2万円だと、一反の畝刈って何ぼになるか。機械を使う分はこの機械代が入って高いんだろうけど、時間幾らにしましょう。</p> <p>2000円という案が出ておりますけども、どんなでしょう。</p> <p>(いいです。)</p> <p>じゃあ、2000円ということで、要は人件費部分が上がったんだと、最低賃金も上がるとるということでそういうことで行きましょう。</p> <p>それでは変更するところは一般労務が1時間当たりにして時給が960円から1100円、それから畝草刈りが1時間当たり2000円。この2点の変更でよろしいでしょうか。</p> <p>(意見等なし)</p> <p>それでは、以上で決定をさせていただきたいというふうに思います。</p> <p>それでは、その他について事務局よりよろしくお願いします。</p>
	小林局長	その他の一つ目として次回の総会ですけど、3月5日に予定をしております。ただ来月につきましては今度この会場が確定申告会場になりますので、会場をその第1会議室に変えたいと思っておりますので、その予定でお願いしたいと思います。

<p>地域計画について</p>	<p>会 長</p> <p>志水係長</p> <p>会 長</p> <p>志水係長</p> <p>会 長</p>	<p>次に、今度地域計画案の作成に伴う意見徴収ということで、担当課のほうからの話がこれからあります。一旦ちょっと休憩を挟んで意見聴取ということでさせてもらいたいと思います。</p> <p>(午前10時20分 休 憩 午前10時35分 再 開)</p> <p>地域計画策定に伴う意見聴取ということで事務局のほうが見えておりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>経済産業課の志水です。よろしくお願ひいたします。</p> <p>(地域計画の進捗状況と策定に伴う意見徴収)</p> <p>若桜町の地域計画の現段階での説明を頂きました。皆さんのほうからもいろいろご意見が出ましたけども、志水君のほうでは今皆さんからもらった意見で、急いでそこら辺りをまとめて、また、1か月後の3月の農業委員会でも、もう恐らく固まってるだろうが。</p> <p>取りあえずと言ったら大変失礼なんですけども、農業委員会の意見聴取も行わなければならないと決まっております、地域計画について。今日ご意見を頂いたということでちょっとまず進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは今日の委員会、以上で終わりにしたいと思います。非常に長時間にわたってのいろいろなお議論ありがとうございました。</p> <p>午前11時31分 閉 会</p>